

武蔵野市旅館業者の責務等に関する条例

上記の議案を提出する。

平成30年9月3日

提出者 武蔵野市長 松下 玲子

武蔵野市旅館業者の責務等に関する条例

武蔵野市旅館・レンタルルーム規制条例（昭和58年10月武蔵野市条例第30号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、旅館業が、観光の振興及び商店街の活性化に資する一方、その施設の周辺における良好な生活環境を害するおそれがあることに鑑み、旅館業者の責務等を定めることにより、公衆衛生及び市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業をいう。
- (2) 旅館業者 武蔵野市の区域内において、法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営もうとし、又は営む者をいう。
- (3) 建築等 次に掲げるものをいう。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築
 - イ 建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。ウにおいて同じ。）の主要構造部（同条第5号に規定する主要構造部をいう。）の一種以上について行う修繕又は模様替
 - ウ 用途の変更（建築物の用途を変更して旅館業の施設（以下「対象施設」という。）の用途に供する建築物にすることをいう。）
- (4) 審議会 武蔵野市環境浄化に関する条例（昭和58年10月武蔵野市条例第29号）第8条第1項に規定する武蔵野市環境浄化審議会をいう。

（責務）

第3条 旅館業者は、対象施設の建築等又は当該営業により、市民が安全で安心して暮らせる生活環境を害することがないように配慮しなければならない。

（市長との協議）

第4条 旅館業者は、次の各号に掲げる日までに、当該各号に定める事項について市長と協議するよう努めるものとする。

- (1) 対象施設の建築等の着工の日 当該建築等及び当該営業に関する事項
- (2) 当該営業の開始の日 当該営業に関する事項

（対象施設の建築等又は当該営業にあたっての必要な措置）

第5条 旅館業者は、対象施設の建築等又は当該営業にあたり、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象施設において、法令又は条例で禁止されている行為その他公序良俗に反する行為を行わせないこと。

(2) 対象施設の屋外の装飾及び広告物について、周辺の環境と調和させるよう努めること。

(標識の掲出等)

第6条 旅館業者は、対象施設の周辺の住民等に対し、当該対象施設の建築等及び当該営業に係る計画の周知を図るため、次に掲げる日の翌日から起算して30日間、当該対象施設の出入口その他の公衆の見やすい場所に標識の掲出等をするよう努めるものとする。

(1) 対象施設の建築等の着工の日

(2) 法第3条第1項の許可の申請（以下「許可申請」という。）の日

(説明会の開催等)

第7条 旅館業者は、対象施設の建築等又は当該営業にあたり、当該対象施設の周辺の住民等との紛争が生じないように、前条に規定する掲出等の期間中に、当該対象施設の敷地（その用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね20メートルの区域内に存する住民等に対し、説明会の開催等をするよう努めるものとする。

(指導及び勧告)

第8条 市長は、旅館業者がこの条例の規定を遵守していないと認めるときは、当該旅館業者に対し、当該規定を遵守するよう必要な指導又は勧告をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導又は勧告をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条及び第7条の規定は、この条例の施行の日以後に旅館業者が対象施設の建築等を着工し、当該営業を開始し、又は許可申請をする場合について適用する。

(武蔵野市環境浄化に関する条例の一部改正)

3 武蔵野市環境浄化に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(環境浄化審議会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査し、及び審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>武蔵野市旅館・レンタルルーム規制条例(昭和58年10月条例第30号)第4条及び第7条に規定する市長の指導に関すること</u>で市長が必要と認める事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>その他</u>市長が必要と認める事項</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(環境浄化審議会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>武蔵野市旅館業者の責務等に関する条例(平成30年月武蔵野市条例第号)第8条第1項の規定による指導及び勧告に関する事項</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか</u>、市長が必要と認める事項</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>字句の改正</p> <p>号の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>(環境浄化特別推進地区)</p> <p>第9条 市長は、次の要件に該当すると認める地域で、特に環境浄化を推進する必要があるときは、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条に規定する街区を基礎単位として、環境浄化特別推進地区(以下「推進地区」という。)を指定することができる。</p>	<p>(環境浄化特別推進地区)</p> <p>第9条 市長は、次の要件に該当すると認める地域で、特に環境浄化を推進する必要があるときは、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条<u>第1号</u>に規定する街区を基礎単位として、環境浄化特別推進地区(以下「推進地区」という。)を指定することがで</p>	<p>字句の追加</p>

<p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業、興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第2項に規定する興行場営業、<u>武蔵野市旅館・レンタルルーム規制条例</u>（昭和58年10月武蔵野市条例第30号）第2条第3号に規定するレンタルルーム営業その他これらに類似する営業（以下「風俗営業等」という。）を行う施設が多数集積している地域</p> <p>(2)及び(3) （略）</p> <p>2から6まで （略）</p>	<p>きる。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業、興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第2項に規定する興行場営業その他これらに類似する営業（以下「風俗営業等」という。）を行う施設が多数集積している地域</p> <p>(2)及び(3) （略）</p> <p>2から6まで （略）</p>	<p>字句の削除</p>
---	--	--------------

（提案理由）

旅館業者の責務等を定めるとともに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の改正によりレンタルルーム営業が同法の適用を受けることになったことに伴い、所要の改正をするものである。